

戰國秦の國家形成と郡県制

藤田勝久*

[戰國秦の國家形成と郡県制]

本稿では、早期秦文化の現地調査をふまえ、とくに戰國秦の國家形成と郡県制の展開について考察した。戰國秦では、商鞅變法の実施が秦の郡県制を發展させる基盤となったが、その展開を示す資料が、(1) 四川省青川県秦墓の木牘と、(2) 甘肅省天水放馬灘秦墓の木板地図である。(1) 青川県秦墓の木牘は、武王時代に内史一県制が成立したかは明確ではないが、中央で作成した命令を、西方の県に伝達して規定を実施したことを示している。これは郡県制の展開に関係する。(2) 天水放馬灘秦墓の木板地図は、戰國末から秦王政八年(前239)とする説があり、地図の範囲は、西漢水の流域か、花廟河の流域とする説に分かれている。これは当時の主要交通ルートであった西漢水の流域と、交通支線としての花廟河の流域を反映している。戰國秦では、こうした交通ルートと関所、植生を地図にして、領域内を統治していたことがわかる。このような戰國秦の統治方式が、東方の占領地にも適用されるはずであ

* 愛媛大学 名誉教授

り、それを示す資料が湖南省龍山県里耶鎮から出土した里耶秦簡である。戦国秦から秦帝国の歴史は、『史記』秦本紀、秦始皇本紀に加えて、このような出土資料と現地調査によって深めることができる。

1.はじめに

始皇帝は、戦国諸国の地域を初めて統一した。その歴史は『史記』秦本紀や戦国世家、秦始皇本紀に叙述されている¹⁾。しかし秦国史の実態については、いくつか不明な点が残されている。それは秦の統一までの具体的な過程と、秦帝国の統治形態である。これについて秦国の形成を、三つの段階と地域 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ) に分けて考えてみよう²⁾。

第一段階 (春秋時代~孝公) は、甘肅省天水付近を中心とする早期秦文化の形成から、西垂を拠点とし、雍城へ都城を移したあと、咸陽に都するまでの時期である。これはⅠ地域における秦国の形成にあたる。

第二段階 (孝公~昭王、秦王政の即位) は、咸陽を拠点として商鞅变法を実施し、その制度を拡大する時代である。それを適用する範囲は、Ⅰの本拠地とⅡの占領地である。

第三段階 (秦王政~秦帝国) は、始皇帝が天下を統一し、秦の制度を秦帝国の全体に適用する時代である。この統治方法は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの地

1) 藤田勝久(1997)、『史記戦国史料の研究』、東京大学出版会、(『《史記》 戦国史料研究』、上海古籍出版社、2008年) 第二編第一章『『史記』 秦本紀の史料的考察』、第二章『『史記』 趙世家の史料的考察』で基礎的な考察をしている。

2) 藤田勝久(2005)、『中国古代国家と郡県社会』、汲古書院、第一編第二章「戦国秦の領域形成と交通路」。藤田勝久(1996)、「始皇帝と秦王朝の興亡 - 『史記』 秦始皇本紀の歴史観」、『愛媛大学人文学会創立二十周年記念論集』； 同(1998)、「始皇帝と秦王朝の興亡」、『秦文化論叢』 六輯、西北大学出版社は、藤田勝久(2015)、『史記秦漢史の研究』、汲古書院に収録した。

域をふくむことになる。

こうした秦国史に対して、2014年8月19日~27日に、科学研究「里耶秦簡・西北漢簡と実地調査による秦漢地域社会の研究」(代表：藤田勝久)のプロジェクトでは、連携研究者の李開元氏と、韓国ソウル大学の金秉駿氏による共同研究によって、四川省の成都から青川県と、甘粛省の早期秦文化の遺跡、陝西省にある秦国遺跡と出土資料を調査した³⁾。これは先の段階でいえば、第一段階と第二段階にあたるⅠの地域である。

本稿では、この現地調査をふまえ、第一段階における秦国遺跡の意義を概観したあと、とくに第二段階における戦国秦の国家形成と郡県制の展開について考えてみたい。その内容は、かつて公表した秦国史の論文を基礎として、(1) 商鞅県制の性格と、(2) 青川県秦墓の木牘、(3) 天水放馬灘秦墓の木板地図に関する意義を再論するものである⁴⁾。

3) 調査の日程と調査地は、以下の通りである。8月16日~18日：成都市で秦漢史研究会。19日：大禹故里、禹王宮、汶川博物館、茂県泊。20日：中国羌族博物館、禹王宮、禹穴溝、青川県泊。21日：青川郝家坪戦国墓、隴南、礼県泊。22日：礼県、甘粛秦文化博物館、西山遺跡、樂亭山漢代祭祀遺跡、大堡子山秦公墓（秦西垂陵園）、圓頂山春秋貴族墓、礼県泊。23日：祁山武侯祠、麦積山石窟、天水放馬灘秦墓、天水市泊。24日：李広墓、天水市博物館、甘谷毛家坪遺跡、張家川泊。25日：張家川馬家塬遺址、張家川回族自治州民族博物館、清水県博物館、趙充国墓、鳳翔県泊。26日：雍城遺址、斬年宮、秦公大墓、茂陵、長陵、西安市泊。27日：書法芸術博物館（秦封泥）、漢長安城、中国社会科学院考古研究所、西安市泊。27日：現地解散。

4) 青川県秦墓木牘については、藤田勝久(1984)、『中国古代の関中開発』(前掲『中国古代国家と郡県社会』第一編第一章); 同(2009)、『中国古代の秦と巴蜀、楚』(2003年、2006年)、『中国古代国家と社会システム』、汲古書院)で論じ、天水放馬灘秦墓の木板地図は、藤田勝久(1992)、『戦国秦の領域形成と交通路』(前掲『中国古代国家と郡県社会』第一編第二章); 同(1998)、『戦国時秦の領域形成と交通路線』、秦始皇兵马俑博物館編、『秦文化論叢』第六輯、西北大学出版社で論じている。

き、周平王を送った功績によって諸侯に封じられ、周の本拠地であった岐山より以西の地を賜った。襄公を継いだ文公のときには「十三年、初有史以紀事」(初めて史官によって事を記した)とあるように、紀年資料の存在がうかがえる。秦始皇本紀末尾の系譜には、つぎのように記している。

襄公立，享國十二年。初為西峙。葬西垂。生文公。
文公立，居西垂宮。五十年死，葬西垂。生靜公。

したがって秦国の形成は、春秋時代に始まる襄公、文公の時期が一つの出発点となる。春秋時代では、徳公のときに雍城(陝西省鳳翔県)に遷都したという記事が注目される。この雍城は、西周の本拠地である周原のすぐ西にある。また『史記』秦本紀では、秦繆公の事績を多く収録し、春秋時代の覇者であった情勢を記している。

戦国時代で注目されるのは、獻公と孝公である。この時期には、『史記』秦本紀の記述がほぼ毎年に近い紀年資料に変化している。その理由は、春秋時代の襄公・文公と同じように、この時期が政治・経済的に秦国史の転換期であることに関連するとおもわれる。すなわち獻公の時代には、前383年に櫟陽を築城し、前374年に櫟陽を県としており、孝公の前350年には雍城から咸陽に遷都している。この時期は、諸国変法の時代といわれており、秦では商鞅の変法を実施した。このような都城の移動と制度改革は、他の戦国諸国と同じように、秦においても国家機構や記録の変化に反映しているとおもわれる。これ以降、戦国秦は勢力を拡大している。これが秦王政の即位までの状況である。

『史記』十二諸侯年表と六国年表によって、春秋時代と戦国時代の秦公・秦王の系譜を示せば、つぎようになる。

春秋時代	襄公－文公－靜公－憲公－出子－武公－徳公－宣公－成公－繆公－康公－共公－桓公－景公－哀公－夷公－恵公－悼公
戦国時代	厲共公－躁公－懐公－靈公－簡公－恵公－出子－獻公－孝公－恵文君、恵文王－武王－昭襄王(昭王)－孝文王－荘襄王－秦王政(始皇帝)

このような秦国史では、つぎのような問題がある。

- (1) 今の甘肅省の方面で勢力を拡大した秦は、東方の出身か、それとも西方の出身か。それと関連して、早期秦文化の特徴はどのようなものか。
- (2) 秦の本拠地と都城、葬地の移動は、どのような経過と意義をもっているのか。
- (3) 春秋時代の秦国史と文化には、どのような特色があるのか。

以下、先行研究と現地調査の情報によって、その意義を簡単に整理しておこう。

(1) 秦の歴史と文化の淵源については、礼県秦西垂文化研究会・礼県博物館『秦西垂文化論集』(文物出版社、2005年)に基本的な研究を収録している⁶⁾。趙化成「尋探秦文化淵源的新線索」(1987年)は、文献による「東來說」と「西來說」をつぎのように整理している。「西來說」は、蒙文通のように、秦人は西戎を源とする説である。その根拠は、以下の通りである。1秦の先祖は中濶より以降が信じられ、すでに「在西戎、保西垂」という情勢であったこと。2秦は西戎族で、申戎と通婚して西方にあり、春秋時代には東方諸国から戎と認識されていたこと。3秦人の祭祀には馬を用い、草木・山川・禽獣を崇拜する習俗は戎狄と同じこと。4中濶のときに西戎にあり、周公が東征して西に遷ったとする記述に合わないことである。「東來說」は、顧頡剛のように「秦はもと東夷の族であるが、周公が東征した後西に遷った」とする説がある。その根

6) 礼県秦西垂文化研究会・礼県博物館(2005)、『秦西垂文化論集』、文物出版社には、基本史料と諸論文、考古報告を収録しており有益である。趙化成氏の論文もその一つである。また国家文物局編(2009)、『中国考古60年1949-2009』甘肅省、文物出版社に紹介がある。

扱は、以下の通りである。1東方の「玄鳥隕卵」の神話伝説と同じこと。2秦は嬴姓で、嬴姓の族は東方に多いこと。3秦人が祀る少皞の神は、東方に居ること。4秦の祖先と殷王朝の関係は密接で、秦の祖先は殷の家臣であったことによる。そして考古学の成果をふまえた解釈では、甲骨・金文によって殷代に西方にいたという説がある。また俞偉超氏は、秦墓の屈肢葬・鏟形袋足罎・洞室墓などの文化的特徴は、西戎の影響とするが、韓偉氏は同じ特徴は秦の伝統文化ではなく、東方を起源とするなどの相違がある。これらは文献と考古資料によっても、見解の一致をみていない。

趙化成氏は、甘肅省東部の考古調査の特徴として、天水地区の甘谷県毛家坪の遺跡を説明している。毛家坪遺跡の年代は、西周早期から戦国早期で、発掘した秦文化の墓葬を陶器の編年から5期に区分する。それは西周中期、西周晩期、春秋早期、春秋中期、春秋晩期から戦国早期である⁷⁾。その西周時期の秦墓は東周秦墓の葬俗と同じという。また居住遺址の陶器は、大部分が灰陶で、周文化と似ていることが特徴とする。西周時期の秦墓と周墓との差は大きく、葬俗も違い、陶器の組み合わせと陶質にも差異がある。ただし陶器の形態は、同期の周墓とほぼ似ている。したがって毛家坪の西周時期の秦文化は、周文化とよく似ており、甘青地区の他の古代文化とは区別があるという。そして早期秦文化は、「東來說」、「西來說」にせよ、少なくとも西周早期には、甘肅省東部で活動を始めていることを確認している。

秦の「東來說」については、宋鎮豪主編『嬴秦始源：首屆中国（萊蕪）嬴歴史文化學術研討會論文集』（中国社会科学出版社、2013年）でもとりあげている⁸⁾。宋鎮豪「嬴秦始源問題及秦人早期發展史研究的回顧」は、

7) 甘肅省文物工作隊・北京大學考古學系(1987)、「甘肅甘谷毛家坪遺址發掘報告」、『考古學報』1987年7期。

8) 宋鎮豪主編(2013)、『嬴秦始源：首屆中国（萊蕪）嬴歴史文化學術研討會論文集』、

山東を起源とする説と、東方を源としながら西方で発展して大きくなったという説を紹介している。嬴秦が、いつ西に移ったかについては、① 殷代中期の中濶の時、② 殷末周初の蜚廉の時、③ 周孝王の際に非子が「秦」を邑とした諸説をあげている。また李学勤「清華簡關於秦人始源的重要發現」は、清華簡「繫年」の第三章に「飛[廉]東逃於商蓋氏。成王伐商蓋、殺飛[廉]、西遷商蓋之民於邾[邠]、以御奴之戎、是秦之先」とあることから、飛廉は東方の商奄(周の魯、齊国)處に逃げ、そこで殺された。周は、商奄の民を西方の「邾」に移住させた。この邾は朱圉、朱圉ともいわれ、今の甘肅省甘谷県の西南、礼県の西北という。これを秦の先人とする。したがって礼県の一帯に、西周中期の秦文化が出現するというが、もう少し早い時期に「邾」遺跡があるのではないかと推測する。こうした秦の淵源と早期秦文化の特徴は、甘肅省の遺跡調査が大きく期待されていることがわかる。

(2) 秦の都城の移動については、王国維「秦都邑考」が、本拠地を三期に分けて簡潔に説明している⁹⁾。第一期は、宗周の世で、秦の本国は隴坻以西の西垂や犬邱(漢の隴西郡西県付近)、秦(漢の天水郡隴県付近)を本拠地とし、諸戎と異なる時代とする。第二期は、周室が東遷した後に、秦が岐山の地を得る時期で、汧・渭の会(汧水と渭水の間)や、平陽(岐山県西)、雍(鳳翔県)を本拠地とした。第三期は、戦国以後に東方へ進出した時で、その都邑は涇陽(涇水と渭水の合流点)の櫟陽、咸陽を本拠地としている。したがって王国維の説によれば、秦は

中国社会科学出版社は、宋鎮豪、「嬴秦始源問題及秦人早期發展史研究的回顧」；李学勤、「清華簡關於秦人始源的重要發現」などを収録する。清華簡「繫年」は、清華大学出土文献研究與保護中心編、李学勤主編(2011)、『清華大学蔵戦国竹簡(貳)』、中西書局；浅野裕一(2012)、『史書としての清華簡「繫年」の性格』、浅野裕一・小沢賢二著、『出土文献から見た古史と儒家經典』、汲古書院；蘇建洲・吳雯雯・賴怡璇(2013)、『清華二「繫年」集解』、万卷楼圖書股份有限公司がある。

9) 王国維、『觀堂集林』卷12、「秦都邑考」。

隴坻以西を初期の本拠地として、その後しだいに渭水盆地の下流に本拠地を移してゆくことになる。この説明は、秦都邑の変遷を示すものとして妥当な見解である。

『秦西垂文化論集』では、王国維のほかにも、都邑の移動や本拠地の考察に関する論文がある¹⁰⁾。ここでは『史記』秦始皇本紀末尾の系譜にみえる秦公の墓葬地をあげておく。() 内は、秦本紀の記述である。

襄公：西垂	徳公：陽	桓公：義里丘北
文公：西垂 (西山)	宣公：陽	景公：義里丘南
寧公：衙、憲公 (西山)	成公：陽	哀公：車里北、畢公
出子：衙	繆公：雍 (雍)	夷公：左宮
武公：宣陽聚東南 (雍平陽)	康公：均社	惠公：車里
	共公：康公の南	悼公：僖公西

これによると最初に封建された襄公から、文公と寧公の時期は、ともに隴坻以西の西垂 (漢の隴西郡西県付近) と西山を墓葬地としている。甘肅省礼県では、大堡子山秦公墓や圓頂山春秋秦墓が発掘され、西垂との関連が議論されている¹¹⁾。西漢水の北岸にある大堡子山秦公陵園の3号墓は、目字型の大墓 (全長115m) で、墓室の中には木椁漆棺があり、いくつかの器物の破片をのぞいて、すでに随葬器物は盗掘されている。その丘陵の下にある中字型の2号大墓 (全長88m) は、木椁漆棺の周囲に金飾の破片や、槨室内にいくつかの器物が残されていた。また車馬坑 (K1) と、その隣に楽器坑がある。3号墓と2号墓の墓主については、莊公、襄公、文公、靜公とする諸説があるが、祝中熹氏は、青銅器の

10) このほか王学理(1985)、『秦都咸陽』、陝西人民出版社；徐衛民(2000)、『秦都城研究』、陝西人民教育出版社などに都城の変遷に関する考察がある。

11) 礼県の秦公墓については、戴春陽(2000)、「礼県大堡子山秦公墓及相關問題」、『文物』2000年5期；甘肅省文物考古研究所・礼県博物館(2002)、「礼県圓頂山春秋秦墓」、『文物』2002年2期の報告があり、村松弘一(2014)、「黄土高原西部の環境と秦文化の形成」、『学習院史学』42で整理している。また礼県博物館・礼県秦西垂文化研究会(2004)、『秦西垂陵区』、文物出版社があり、祝中熹、「秦西垂陵区」などを収録する。また前掲『秦西垂文化論集』にも関連の論文がある。

銘文に「秦公」とあり、襄公と文公の可能性が高いとする。また西漢水の南にある圓頂山秦貴族墓地では、1998年の第一次発掘で墓葬3基と車馬坑、2000年の第二次発掘で墓葬1基が調査された。その年代は、春秋早期か中期頃といわれている。

したがって文公の時代は、汧水と渭水の付近に営邑し、寧公は平陽を拠点にするといわれるが、なお春秋初期の墓葬地は旧来の西垂の地にあり、雍城付近ではないようである。しかし武公の時代には、雍の平陽に葬ると伝えられ、徳公が雍城に遷都したのち、宣公、成公、繆公より以降は雍に葬られているようである。だから秦では、文公と寧公の時代に岐山の西に移動する記載がみられるが、確かに遷都するのは徳公期に雍城を本拠地とする頃とみなしてよいであろう。これを整理すれば、第一段階の咸陽までの移動は、つぎのような概略となる。

西周時代の秦は、すでに甘肅省天水、礼県付近を本拠地としている。したがって秦の起源を「東來說」としても、その移動は西周時代ということになる。西周が滅んで、周室が雒邑に東遷する際に、秦の襄公はその功績によって諸侯に封ぜられた。春秋時代には、文公のときに周の本拠地であった岐山以西を領有し、なお礼県付近を都城としている。これは礼県の大堡子山秦公墓と圓頂山秦貴族墓地によって裏づけられる。その後、徳公は雍城に遷都した。そのため繆公のように、黄河を渡って晋と覇権を争った君主も現れている。さらに戦国前期には、獻公のときに渭水盆地に進出して櫟陽に拠点を設け、孝公の時代に咸陽に遷都した。この咸陽が始皇帝の都城である。

(3) 春秋時代の秦国史の特色は、秦文化と周文化、西戎文化との関連が注目される。先の毛家坪遺跡では、秦文化の陶器などは周文化とよく似ており、甘青地区の他の古代文化とは区別があると指摘されていた。これに関連して、『左伝』定公四年条には、周王室が魯国に旗や器物のほか、祝・卜・史などの官を賜ったという伝えがある¹²⁾。

子魚曰、……昔武王克商、成王定之。選建明德、以藩屏周。故周公相王室、以尹天下、於周為睦。分魯公以大路・大旂、夏后氏之璜、封父之繁弱、殷民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公。用即命于周。是使之職事于魯、以昭周公之明德。分之土田倍敦、祝・宗・卜・史、備物・典策、官司・彝器、因商奄之民、命以伯禽而封於少皞之虛。

これは魯国の場合であるが、周が封建すると、それは名目だけではなく、具体的な器物や、祝・卜・史などの官を賜っていることがわかる。とすれば器物の下賜には、これに伴う青銅器を製作する工人が諸侯にもたらされることになる。秦公の青銅器の製作は、このような背景によって理解できる。また史官を与えることは、文書を扱う情報技術を示しており、『史記』秦本紀の文公条にみえる「初有史以紀事」の背景を示している。これは周王室が、封建した国に文化と技術を与えていることになる。だから春秋初期の秦は、周から諸侯に封ぜられることによって、中原諸国と同じような文化と技術を手に入れたとみなせるであろう。このように想定すれば、秦文化の遺跡に早くから周文化の影響があり、春秋時代以降に発展することが説明できる。秦が春秋時代から紀年資料を記すのは、こうした周文化の影響とおもわれる。

このように秦文化が周文化の影響をうけたとすれば、雍城の南にある秦公大墓が、決して遅れた技術ではなく、中原諸侯に匹敵する技術と文化をもっていたことが理解できよう¹³⁾。この秦公大墓は、景公の墓では

- 12) このほか戦国時代の文字資料の普及は、藤田勝久、前掲『中国古代の秦と巴蜀、楚』で紹介している。
- 13) 陕西省社会科学院考古研究所鳳翔隊(1963)、『秦都雍城遺址勘察』、『考古』1963年8期; 陕西省雍城考古隊(1985)、『秦都雍城鑽探試掘簡報』、『考古与文物』1985年2期。雍城南部の秦公陵園は、韓偉(1983)、『鳳翔秦公陵園鑽探与試掘簡報』、『文物』1983年7期や、鶴間和幸(2013)、『秦帝国の形成と地域』(1986年)、『秦帝

ないかと推測されている。また秦が、雍城に遷都したことは、のちに咸陽への遷都とあわせて、まさに西周の本拠地を移動する正統性をもつことになろう。

もう一つは、西戎との関連である。甘谷毛家坪遺跡では、墓葬のほかに豪華な車馬坑が陪葬されており、張家川馬家塬遺址の戦国墓でも同じように車馬坑がみられた¹⁴⁾。これは秦文化のなかに、西戎の文化を取り入れたとみなすべきだろうか。それとも秦国が西戎の部族を滅ぼさずに、秦国の勢力のなかに取り込んだとみるべきだろうか。祝中熹「秦西垂陵区」は、秦文化が中原文化（とくに周文化）の影響を受け、一部に羌戎の文化を吸収したとみなしている。ここでは西戎の特徴をもつ車馬坑が、戦国時代にも残されていることからみて、秦が西戎に起源をもつというよりは、周の影響を受けた秦が、西戎の勢力を組み込んだとするほうが良いとおもわれる。春秋時代の秦繆公が、東方で囲まれたとき、かつて繆公の馬を食べて許された騎馬軍団が救ったというエピソードは、こうした西戎との関係を示唆するかもしれない¹⁵⁾。これも秦国の形成を知る重要な手がかりである。

以上が、第一段階の秦国史の概略である。

国の形成と地域」、汲古書院などで紹介され、その最大の秦公一号大墓は景公の陵墓とみなされている。現地には、秦公一号大墓の展示がある。

- 14) 張家川回族自治県民族博物館に展示がある。その説明によれば、馬家塬戦国墓の墓室、墓道、車乗が一体の墓葬はきわめて特殊であり、大量の随葬金銀器や金を貼った鉄器、装飾された豪華な高級車乗は、全国でも稀であるという。この戦国墓の出土文物から、戦国時代に征服され分封された少数民族（西戎）部族の首領の墓地ではないかと推測している。
- 15) 『史記』『秦本紀』では、春秋時代の繆公に関する記事資料を多く収録している。ここでは繆公が、百里奚や蹇叔などの賢者を任用して、西戎に覇者となるように、この時期の隆盛を強調している。

3. 戦国時代の県制と郡県制

つぎに第二段階の秦国の形成を考えてみよう。この時期は、咸陽を拠点として商鞅変法を実施し、その制度を周辺に拡大している。その範囲は、これまでみてきたⅠの本拠地と、Ⅱの東方・南方の占領地である。ここでは咸陽で成立した中央の制度が、Ⅰの地域に実施される状況を、商鞅県制の性格と、青川秦墓の木牘、天水放馬灘秦墓の木板地図をめぐって再検討してみたい。

3.1. 商鞅縣制の性格について

戦国時代の孝公は、二度にわたる商鞅の変法を行なって富国強兵の政策を推し進めた。このとき施行された爵制や、度量衡、県制、阡陌などの制度は、秦国が発展する基礎になったといわれる¹⁶⁾。秦の地方統治で注目されるのは、孝公十二年(前350)の咸陽の遷都と、県制の施行である。『史記』秦本紀では、「小郷聚」を併せて「大県」とし、県ごとに一人の令(長官)を置き、洛水まで四十一県であったと記している。

十二年、作爲咸陽、築冀闕、秦徙都之。并諸小郷聚、集爲大縣、縣一令、四十一縣。爲田開阡陌。東地度洛。

『史記』商君列伝では「小都郷邑聚」を集めて県とし、三十一県とする。六国年表では、「小邑」を取って三十一県にしたと記している。

居三年、作爲築冀闕宮庭於咸陽、秦自雍徙都之。……而集小都郷邑聚爲縣、置令・丞、凡三十一縣。爲田開阡陌封疆、而賦稅平。平斗桶權衡丈尺。(商君列伝)

十二。初取小邑爲三十一縣、令。爲田開阡陌。(六国年表)

16) 商鞅変法については多くの研究があり、とくに阡陌制をめぐる土地制度の議論は多い。ここでは商鞅の県制に関する研究を対象とする。

この商鞅の県制は、施行された地域について三つの説がある17)。一は、魏に近い東方辺境に置かれたとする説、二は、首都の咸陽周辺とする説、およびもう少し広い領域を想定する説である。三は、秦の全領土(ほぼ関中全域)とする説である。

私は「中国古代の関中開発」(1984年)で、これらの説を検討して、咸陽の周辺よりも広い範囲で、ほぼ関中地域にあたと推定した18)。その根拠は、『漢書』百官公卿表と『商君書』算地篇、徠民篇の伝えから推測して、「県」とは戸あるいは成人男子の数によって方百里を標準とする行政区域であり、その領域内には居住地・農耕地のほか多くの未開発地をふくむことによる。このような県の規模と構造からみれば、商鞅の県制は、旧来の集落を県という行政区域内に編成したものと考えられる。また旧集落を県の領域内に統括するとき、31県あるいは41県という範囲は、秦代の県・邑の数から推定すれば、関中のほぼ全域とみなすことができる。また県制の目的は、県を管轄する機構に着目した。秦本紀によると、商鞅は大良造となって県制を施行しており、大良造とは軍功爵の最上級の位で、一方で兵を率いて出陣する武官である。したがって、このような軍功爵をもつ武官が県制を統括するのは、その本質が軍政優位にあることを示唆しており、それは孝公三年(前359)の

17) 第一の説は、西嶋定生(1961)、『郡県制の形成と二十等爵制』、『中国古代帝国の形成と構造』第五章第三節、東京大学出版会; 米田賢次郎(1989)、『二四〇歩一畝制の成立について—商鞅変法の一側面』(1968)、『中国古代農業技術史研究』、同朋舎出版。第二の説は、佐藤武敏(1971)、『商鞅の県制に関する覚書』、『中国史研究』6が咸陽の周辺とし、古賀登(1980)、『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』、雄山閣; 太田幸男(1975)、『商鞅変法論』; 同(1980)、『商鞅変法論補正』(以上、前掲『中国古代国家形成史論』第二編第二章、第三章)は少し広い範囲を想定する。第三の説は、守屋美都雄(1968)、『『開阡陌』の一解釈』(1957)、『中国古代の家族と国家』、東洋史研究会; 池田雄一(2002)、『商鞅の県制』(1977)、『中国古代の聚落と地方行政』、汲古書院である。

18) 藤田勝久、前掲「中国古代の関中開発」。

第一次変法における成人男子を対象とした軍事体制に関連するとみなした。この基本的な見解は、いまでも変わっていない。

しかし商鞅の県制で、軍事的な目的を重視するとしても、31県(41県)を統轄することは、実質的に県を統轄する一つの組織を作り出したことになる。これは後に畿内を内史として統轄することや、郡県制の統治原理と共通している。前稿では、商鞅の県制が成人男子の掌握を中心とする旧集落の領域を定めることを目的とみなしたが、これは軍政優位の郡県制にあたる編成を実施したとすることができる。したがって南郡の地で発見された睡虎地秦簡の法律や「語書」に、戦国後期の郡県制が展開する前に、すでに戦国時代の商鞅の県制で、広く郡県制にあたる編成原理ができていたとみなすことができる。この展開を、青川県秦墓の木牘と、天水放馬灘秦墓の木板地図から検討してみよう。

3.2. 四川省青川戦国墓と「田律」木牘

四川省青川県の戦国墓は、甘肅省礼県や、陝西省漢中市の方面から、四川省の成都に行く方面にある。ここでは1979年~1980年に72基の戦国墓が調査された。発掘簡報によれば、この戦国墓には楚墓の特徴である白膏泥を用いており、副葬品にも楚墓との類似が認められ、この特徴は巴蜀・楚の文化交流の結果とする¹⁹⁾。しかし郝家坪50号墓には、秦の田律木牘を副葬するため、秦人が四川に移入する状況を想定している。これに対して間瀬収芳氏は、青川戦国墓をすべて楚人の習俗による墓葬とする²⁰⁾。ただし白膏泥を用いるのは、中大型木椁墓であ

19) 四川省博物館・青川県文化館(1982)、「青川県出土秦更修田律木牘—四川青川県戦国墓発掘簡報」、『文物』1982年1期。

20) 間瀬収芳(1984)、「秦帝国形成過程の一考察—四川省青川戦国墓の検討による」、『史林』67-1。現地の調査は、工藤元男・水間大輔・森和(2006)、「早稲田大学長江流域文化研究所二〇〇五年度夏期海外調査報告—蜀地における秦人墓の調査を中心に」、『長江流域文化研究所年報』四がある。

り、庶民墓や下層士人墓には使わないとする。また被葬者には、秦人や三晋・巴蜀・西北の民が混在しており、青川戦国墓の墓葬では諸地方出身の人のひとつの集団を形成していたという。

現地を訪れてわかったのは、北方から四川省に行く交通ルートは、今の広元市、昭化、劍閣県から成都の方面に行くほうが主要であり、遺跡がある青川県(旧址)の方面は脇道にあたる細い路線ということである。青川県から茂県、汶川を経て成都に行く山道ルートは、交通の往来が便利ではなく、いわば脇道にあたるものである。したがってこの地域では、交通路線は一つではなく、主要ルートとなる路線と、脇道にあたる山道の路線があり、青川県の地は交通する可能性があるルートの一つにすぎない。だから郝家坪50号墓の田律木牘は、交通・防衛拠点の一つとして、楚墓の集団に対して、秦の官吏に伝達された資料とみなすことができる。これは新しく秦の編成に入った、いわば新県の状況である。

それでは青川戦国墓の木牘から、どのような情報が読みとれるのだろうか。この青川木牘(長さ46cm、幅2.5cm)は、正面の①王が丞相の甘茂と内史たちに命じて作成した紀年と、②A・Bの「田律」、背面③の付記に分けることができる²¹⁾。

- ① 二年十一月己酉朔朔日、王命丞相戊(茂)・内史區氏[願]更脩為田律。② A田廣一步、袤八則、為畛。畝二畛、一百(陌)道。百畝為頃、一千(阡)道、道廣三步。封高四尺、大稱其高。將(埒)高尺、下厚二尺。B以秋八月脩封將(埒)、正疆(疆)畔、

21) 積文は、前掲「青川県出土秦更修田律木牘」；于豪亮、「**積青川秦墓木牘**」；李昭和、「**青川出土木牘文字簡考**」(以上、『**文物**』1982年1期)をはじめ、胡平生・李天虹、『**長江流域出土簡牘与研究**』219頁などがある。図版は前掲「**青川県出土秦更修田律木牘**」では不鮮明であったが、『**出土文献研究**』第八輯(2007)、上海古籍出版社に図版を収録している。なお廣瀬薫雄氏の教示によって、吳良宝(2012)、「**十四年上郡守區氏戈考**」、宛鵬飛、『**飛諾藏金 春秋戦国篇**」、中州古籍出版社では、「**區氏**」を人名とする説があることを知った。また「**願**」は「**臂**」と読む。

及發千百（發阡陌）之大草。九月、大除道及阪險。十月、為橋、脩波（陂）隄、利津梁、鮮草离。非除道之時、而有陷敗不可行、輒為之。（正面）

③ 四年十二月。不除道者。

□一日 □一日 辛一日
 壬一日 亥一日 辰一日
 戊一日 □一日

（背面）

この木牘では、以下の点が問題となっている²²⁾。

一の問題は、①の年代と、王が命じた丞相茂・内史匱氏の位置づけである。まず木牘の「二年十一月己酉朔」は武王二年（前309）の曆に合致し、「丞相戊」は『史記』秦本紀の武王二年条に「初置丞相。@里疾・甘茂為左右丞相」とある丞相甘茂とする点は共通している。問題となるのは、「内史」がどのような職務を指すのかということである。

私は「中国古代の関中開発」(1984年)で、この武王期に京師を統轄する内史一県制ができており、それは郡県制と同じ機能をもつと想定した。しかし山田勝芳氏は、この形式が前漢時代の丞相・御史大夫にあてた形式と同一であることから、内史が後の御史大夫とほぼ同じ地位と理解し、重近啓樹氏もその説を支持している²³⁾。重近氏は、内史が一方で地方官の側面をもつが、基本的には朝廷の中央官とみなしている。いま木牘の形式をみると、中央の丞相・内史の体制という可能性がある。この意味では、内史一県制の成立は明確ではない。しかし一方で、この命令を適用する範囲は、県レベルであることがうかがえる。その根拠

22) 藤田勝久、前掲「中国古代の関中開発」；同、前掲「中国古代の秦と巴蜀、楚」。

23) 山田勝芳(1987)、「秦漢時代の大内と少内」、『集刊東洋学』57；同(1993)、「田租・芻蕘税」、『秦漢財政収入の研究』第二章、汲古書院、34~36頁；重近啓樹(1999)、「秦の内史をめぐる諸問題」(1995)、『秦漢税役体系の研究』、汲古書院。

は、②Bにみえる道普請の範囲である。ここでは生活の単位となる環境を示しており、数県あるいは郡単位の範囲を示すものではない。したがって田律木牘にみえる内史が、中央官であったとしても、県を基本単位とする命令を、上部で管轄している状況は変わらない。だから商鞅の県制をうけて、武王二年に内史－県制が成立していたかは不明であるが、内史の名称をもつ中央の命令が、県レベルを単位とする領域に命令を下したことは認められる。その命令は、中央から I 地域の各地に伝えられ、その一つが青川県の秦墓(秦の官吏)に残されたことになる。

二の問題は、命令の内容にあたる、②A前半の地割りや道路の幅、境界などの規定と、B八月以降の道路や橋梁、陂の堤防などを維持補修する規定の理解である。これについては漢代初期の張家山漢簡『二年律令』「田律」(246~248簡)が参考となる²⁴⁾。

①田廣一步、袤二百冊步、爲畛、畝二畛、一佰(陌)道、百畝爲頃、十頃一千(阡)道、道廣二丈。恒以秋七月除千(阡)佰(陌)之大草。九月、大除道及阪險。十月、爲橋、脩波(陂)堤、利津梁。雖非除道之時而有陷敗不可行、輒爲之。②郷部主邑中道、田主田道。道有陷敗不可行者、罰其嗇夫・吏主者黄金各二兩。盜侵飢道、千(阡)佰(陌)及塹土<之>、罰金二兩。

ここでは「田律」を制定した年月がなく、すでに命令が法令化された形跡がみえる。また「田律」の前半と後半では、「封・埒」の境界に対応する項目を省き、あとはほぼ同じである。そこで多くの研究では、②Aの地割りと農業生産に関する諸説がある²⁵⁾。しかし後半の②Bに注目

24) 彭浩・陳偉・工藤元男主編(2007)、『二年律令與奏讞書』、上海古籍出版社、「田律」の釈文による。

25) たとえば渡辺信一郎(1986)、『阡陌制論』(1985)、『中国古代社会論』、青木書店は、土地の地割りについて諸説を整理している。

すれば、基本的には県領域における道路・橋・堤防・津関などの環境整備の規定が中心である。これは田地の区画とともに、交通路の維持と密接に関係する規定である。したがって青川木牘の性格は、廣瀬薫雄氏が指摘されるように、王命の形式で出された律文であり²⁶⁾、それが漢代では年月を除いた律文になったことがわかる。

三の問題は、背面③の付記に意義である。これについて私は、「中国古代の秦と巴蜀、楚」(2003年) で、中央から伝達された命令を木牘の表面に複写し、背面にその施行の条件を記すことによって、控えの機能を果たすと考えた²⁷⁾。その目的は、道普請をしない実情に関する付記とみなした。しかし山田勝芳氏や工藤元男氏は、その付記が道普請を忌む日とみなしている²⁸⁾。その目的は、土功・工事を避ける忌む日とするほうが良いとおもわれる。この考えでも、木牘の正面に命令の本文を複写し、背面に付記をするという用途は同じになる。ただし規定に違反した場合は、どのように対処するのかが不明である。これに対して張家山漢簡「田律」には、背面の付記にあたる記載は、③道路の通行に支障があれば、郷嗇夫、田嗇夫にあたる担当者に罰金を規定している。これは秦の「田律」に対して、忌む日を記す状況から進んで、漢代では法令として罰金とする変化を示している。

以上の特徴をみれば、秦国の第二段階では、従来の本拠地であった I 地域にも、中央の規定を伝達していることが確認される。その内容は、県レベルの機構に対する道路などの環境整備の規定であり、ここか

26) 廣瀬薫雄、「秦漢時代の律の基本的特徴について」、『秦漢律令研究』第二部第四章、汲古書院、149~150頁。

27) 藤田勝久、前掲「中国古代の秦と巴蜀、楚」。

28) 山田前掲、「田租・芻藁税」；工藤元男(2006)、「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」、二一世紀COEアジア地域文化エンハンシング研究センター編、『地域文化学』の構築』、雄山閣；工藤元男(2011)、「法と習俗」、『占いと中国古代の社会』第八章、東方書店。

ら商鞅の県制を継承して、それを統括する体制ができる状況がうかがえる。青川県木牘の内容からは、少なくとも秦の統治下にある巴蜀の地方に秦の規定が伝えられ、それにもとづき県レベルの官吏が行動していることがわかる²⁹⁾。

3.3. 天水放馬灘秦墓と木板地図

つぎに甘肅省天水方面の交通路と、秦の郡県制との関係を考えてみよう。その手がかりは、天水放馬灘秦墓と木板地図である。1986年に天水放馬灘で秦漢墓葬100余基が発見され、秦墓13基、漢墓1基が調査された。発掘報告によると、天水放馬灘の地形は東西の交通に便利で、秦嶺山脈中部の海拔1400~2200mに位置するという³⁰⁾。墓葬の年代は、戦国中期から前漢文帝、景帝期までといわれる。一棺一槨の1号墓は、秦墓の中でもっとも大きく、随葬品も豊富である。この1号秦墓に、竹簡の『日書』甲種73枚と、乙種381枚、「志怪故事」7枚、木板4枚の両面に描かれた地図7幅が副葬されていた。この地図には、山川と交通路、境界、集落、植生のほかに、関所の位置が描かれており、戦国秦の交通路と関所を知る貴重な資料である。

墓主は、木板地図と竹簡のほかに、漆塗りの槌、木尺、毛筆と筆ケース、算籌を持っており、士の身分といわれる。1号墓の年代は、当初「墓主記」といわれる竹簡文書に年代があることから推測されていたが、その内容は「志怪故事」にあたるとして、年代にもいくつかの説がある³¹⁾。ただし赤外線写真では「卅八年」の卅は汚れで、「八年八月己

29) 工藤前掲「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」は、こうした青川戦国墓の背景として、楚文化の特徴をもつ先住民の居住地に、秦が秦人や旧六国の民を徙民するとき、当時の交通路に沿って行われたと推測している。

30) 甘肅省文物考古研究所・天水市北道区文化館(1989)、「甘肅天水放馬灘戦国秦漢墓群の発掘」、『文物』1989年2期。また甘肅省文物考古研究所編(2009)、『天水放馬灘秦簡』、中華書局に「天水放馬灘墓葬発掘報告」がある。

巳』としている。したがって恵文王後元八年、昭王八年、秦王政八年の可能性がある。

発掘簡報「秦始皇(秦王政)八年(前239)」、李学勤「秦昭王卅八年(前269)」、張修桂「秦昭王八年(前299)」、雍際春「秦恵文王後元八年(前317)」

- 31) 何双全(1989)、「天水放馬灘秦簡綜述」、『文物』1989年2期は「墓主記」として説明し、「邽丞」と釈文している。発掘報告の釈文は、以下の通りである。

八年八月己巳、邽丞赤敢謁御史。大梁人王里樊墜日、丹葬爲十年。丹矢傷人垣雍里中、因自刺毆。棄之于市。三日、葬之垣雍南門外。三年、丹而復生。丹所以得復生者、吾犀武舍人。尚命者、以丹未當死。因告司命史公孫強。因令白狗穴屈出丹立墓上。三日、因與司命史公孫強、北出趙氏、之北地相丘之上。盈四年、乃聞犬口市鷄鳴而人食、其狀類益少糶墨、四支不用。丹言曰、死者不欲多衣、死人以白茅爲富、其鬼勝於它而富。丹言、祠墓者毋敢毆。毆、鬼去敬走。已收賸而警之、如此鬼終身不食毆。丹日者□毆、辰者地毆。星者游變毆。□□者□受武者富得游變者其爲事成。三游變會□。●丹言、祠者必謹騷除、毋以淘海祠所。毋以羹沃賸上、鬼弗食毆。

李学勤(1990)、「放馬灘簡中の志怪故事」、『文物』1990年4期では、志怪故事として注目し、後世の『搜神記』につながる文学的な位置づけをしている。また「邽丞」と解説している。文書の内容は、邽県(あるいは氐道)の丞が御史に告げたもので、その告文は、死者である丹が三年のちに復活することと、祭祀の方法などを述べている。

卅八年八月己巳、邽丞赤敢謁御史。大梁人王里□□日丹□、今七年、丹刺傷人垣雍里中、因自刺毆。棄之于市、三日、葬之垣雍南門外。三年、丹而復生。丹所以得復生者、吾犀武舍人、犀武論其舍人□命者、以丹未當死、因告司命史公孫強。因令白狗?穴屈出丹、立墓上三日、因与司命史公孫強北出趙氏、之北地相丘之上。盈四年、乃聞犬口市鷄鳴而人食、其狀類益・少糶・墨、四支不用。丹言曰、死者不欲多衣?。市人以白茅爲富、其鬼受?於它而富。丹言、祠墓者毋敢毆。毆、鬼去敬走。已收賸而毆之、如此□□□食□。丹言、祠者必謹騷除、毋以□海祠所。毋以羹沃賸上、鬼弗食毆。

年代については、発掘簡報(「天水放馬灘墓葬發掘報告」も同じ)、李学勤氏の説のほかは、張修桂(1991)、「天水<放馬灘地図>的繪制年代」、『復旦学報』社会科学版 1991年1期; 同(2006)、「放馬灘戰國秦墓出土古地图」、『中国歴史地勢与古地图研究』第四編第十一章、社会科学文献出版社; 雍際春(2002)、『天水放馬灘木板地图研究』、甘肅人民出版社による。

木板地図は、第1木板図の表(1号図、1A)・裏(2号図、1B)、第2木板図の表(3号図、2A)、第3木板図の表(4号図、3A)・裏(5号図、3B)、第4木板図の表(6号図、4A)・裏(7号図、4B)に分かれる。その範囲と内容は、各地図の接合と地名の釈文、地形の相似によって、つぎの説がある³²⁾。

1何双全(1989年)の説。各地図は内容に関連があつて、1Bから方位がわかり、2Aにより距離(約1/30万の地図)がわかるという。地域は、2Aの河川を渭水として、墓葬地に近い?県(今の天水市北道区を中心とする地域)の地図と推測している。

2曹婉如(1989年)の説。2Aにみえる溪谷の間の線は、分水嶺を示す表記である。2Aの河川は、異なる方向に流れている河川の分水嶺を中心とするものであり、渭水ではない。この分水嶺の付近は、秦墓が所在する天水放馬灘の近隣地区の麦積山分水嶺として、3A、4Aの主河川を花廟河(永寧河)に比定する。

3張修桂(1991、1992、2006年)の説。両氏の説をあわせて、渭水北岸と花廟河の二つの地域をふくむとする。

4藤田説(1992、1998、2005年)。こうした諸説に対して、『戦国秦の領域形成と交通路』(1992年)では、木板地図の読解と復元にかかわる基本的な考え方を、つぎのように設定した³³⁾。①木板地図は表裏を一緒に読んで接合することはできない。したがって地図は、それぞれ単独

32) 何双全(1989)、『天水放馬灘秦墓出土地図初探』、『文物』1989年2期; 曹婉如(1989)、『有關天水放馬灘秦墓出土地圖的幾個問題』、『文物』1989年12期; 張修桂(1992)、『当前考古所見最早的地图—天水《放馬灘地图》研究』、『歴史地理』10(前掲『中国歴史地貌与古地图研究』); 藤田勝久、前掲『戦国秦の領域形成と交通路』; 雍際春前掲『天水放馬灘木板地图研究』、88-91頁; 晏昌貴(2015)、『甘肃天水放馬灘木板地图新探』、『日本秦漢史研究』15。また曹婉如・鄭錫煌・黄盛璋・鈕仲勳・任金城・鞠德源編(1990)、『中国古代地图集(戦国—元)』、文物出版社は、木板地図のカラー写真と模写図を収録している。

33) 藤田勝久、前掲『戦国秦の領域形成と交通路』。

で解釈すべきである。ただし同一の地名がある場合は、諸説のように接合することは問題ない。②木板地図の地名・距離・木材に関する文字は、河川の本流・支流に沿って読むように書かれている。したがって地名を読むときは、木板地図を見る側から回して読むことになる。これは現在の地図のように、北を上にする方法とは違っている。③もっとも広い範囲は2Aであり、これは全体図にあたる。河川の間にあるのは、分水嶺であり、これが地図範囲の手がかりとなる。その結果、2Aの分水嶺を、西漢水と藉河の間と推測した。またもう一組の部分は、西漢水の流域にふくまれるとした。その後、新しい解釈が提出されている。

5 雍際春 (1998、2002年) の説。2Aの分水嶺を西漢水の範囲としながら、もう一組の範囲を天水市と清水市の地区としている。

6 晏昌貴 (2013年) の説。木板地図の1Bにある「上」字は、赤外線写真で「北方」と読める。したがって1Bは、河川支流にある文字とは逆に、「北方」と北として、放馬灘の北方とする。2Aの分水嶺は、放馬灘のある地区の秦嶺で、河川を東柯河・永川河と花廟河とする。その地域範囲は、東西約40km、南北約50kmである。

このように諸説をみると、大きく分けて、2Aの分水嶺の一方を、放馬灘がある花廟河とするか、それとも礼県がある西漢水とするかということになる。そのほかの一組みは、それに接続する河川流域か、あるいは渭水の北側に設定している。これを現地の調査から位置づけてみよう。

まず注意されるのは、西漢水を通過する路線の重要性である³⁴⁾。こ

34) 戦国時代の秦と南方の巴・蜀方面の関係は、大庭脩(1950)、『秦の蜀地経営』、『龍谷史壇』33; 久村因(1955)、『秦漢時代の入蜀路について』、『東洋学報』38-2・3; 同(1956)、『楚・秦の漢中郡について』、『史学雑誌』65-9; 渡部武(1975)、『秦漢時代の巴蜀開発』、『東西文化交流史』、雄山閣; 間瀬前掲「秦帝国形成過程の一考察」などで秦と南方の交通を考察している。また譚宗義(1967)、『漢代国内陸路交通考』、新亜研究所は、漢王が子午道から、張良が褒斜道から漢中に入ったとする。藤田勝久、前掲「戦国秦の領域形成と交通路」参照。

の路線は、礼県の遺跡が証明するように、秦国が形成される路線として、春秋時代から往来が認められる。『史記』秦本紀では、春秋末の厲共公のときに蜀人の来朝がみえている。戦国初期の躁公のときには南鄭の反乱があり、恵公期には蜀を伐ち南鄭を取っている。これ以降に、南鄭と蜀との関係がみられる。また戦国中期には、恵文王が司馬錯を派遣して蜀を滅ぼし、昭王二十七年(前280)には「又使司馬錯發隴西、因蜀攻楚黔中、拔之」とあり、司馬錯が蜀を平定している。このときは隴西(の人員)を発して、蜀の方面から楚の黔中郡を攻めていることから、秦の咸陽からみれば、隴西を経由して蜀へ行くルートであることがわかる。これは西漢水のルートにあたるであろう。

つぎに楚漢戦争のときには、漢王(劉邦)の軍が関中を攻めるとき、別働隊として樊噲のルートがある。『史記』樊噲列伝には「還定三秦、別擊西丞白水北・雍輕車騎於雍南、破之。從攻雍・滎城、先登」とある。『漢書』樊噲伝の顔師古注では、「西丞」を隴西郡西県の丞とみなしている。したがって劉邦の軍とは別に、樊噲の軍は漢中から隴西郡西県を経由して関中に入る迂回路をとっていることがわかる。これは西漢水のルートである。

これに対して、放馬灘から花廟河を通過して往来する路線は、文献には記述されていない。現地では、たしかに交通路はあるが、きわめて不便な山間の森林地帯である。1号秦墓の周囲は、放馬灘森林公園となっていた。したがって木板地図の範囲が、この放馬灘をふくむ花廟河の交通路であったとしても、それは主要路線としての地図ではないことになる。つまり渭水の南から天水方面の路線は、西漢水の方面が主要路線であるが、そのほかにもいくつもの小さな交通路が存在しており、放馬灘はその一つということになる。

この特徴は、青川県や里耶古城の状況とよく似ている。たとえば漢中や西漢水の方面から成都に行く主要な路線のほかに、青川県の戦国墓

群がある地域には別ルートがあった。また里耶秦簡が出土した秦代の洞庭郡遷陵県は、南郡から西部や南部に行くとき、沅水と酉水を遡る路線の一つであった³⁵⁾。したがって戦国時代から秦代の交通路は、主要な路線のほかに、いくつもの交通路が存在し、木板地図にみえるような複数の関所で掌握していることがうかがえる。

こうした地図による領域の掌握は、里耶秦簡にもみえている。『里耶秦簡 [壹]』では「8-224+8-412」を接合した資料を、さらに『里耶秦簡牘校釈』(第一巻)では「8-224+8-412+8-1415」と接合している³⁶⁾。

其旁郡縣與 [接] 界者毋下二縣、以□爲審、即令卒史主者操圖詣御史、御史案讎更并、定爲輿地圖。有不讎・非實者、自守以下主者…… (8-224+8-412+8-1415)

ここでは隣の郡と境界を接する郡では、その状況を記した地図を御史に提出することになっている。『里耶秦簡牘校釈』(第一巻)の陳偉氏の前言によれば、これは秦帝国が天下を統一し、郡県を設置するのに対応して、輿地図の作製と資源の調査に関するという。また『史記』蕭相国世家に、劉邦が秦の咸陽に到ったとき、蕭何が「秦の丞相・御史の律令・図書」を収めた背景としている。これは天水放馬灘秦墓から出土した木板地図の理解を助けるものである。

この地図の範囲は、西漢水をふくむ分水嶺とするか、それとも花廟河をふくむ分水嶺とするかという説があった。また雍際春氏は、広く西漢水の範囲と天水市と清水市の範囲を想定している。この当否について

35) 藤田勝久(2013)、「秦漢簡牘と里耶周辺の調査ノート」、『資料学の方法を探る』12は、2012年8月の現地調査の報告である。

36) 湖南省文物考古研究所編(2012)、『里耶秦簡 [壹]』、文物出版社；陳偉主編、何有祖・魯家亮・凡国棟撰著(2012)、『里耶秦簡牘校釈 (第一巻)』、武漢大学出版社。

は、まだ二つの説を保留している。また放馬灘の墓主が、どの県の職務をしていたかは、なお不明である。しかし、いずれの説をとるとしても、秦代の隴西郡の県レベルで境界と交通路、里程、集落、植生などを記した地図を作製したことは間違いない。これは里耶秦簡8-224+8-412+8-1415にみえるように、境界を示す輿地図の作製が、戦国秦でも行われたことを示唆している。これもまた戦国時代の秦が、中央の制度をⅠ地域へ適用する事例とみなすことができる。

4. おわりに

本稿では、2014年8月の現地調査をふまえて、秦国の国家形成における第一段階の意義を概観したあと、とくに第二段階の国家形成と郡県制の展開について考察した。第二段階の戦国秦の要点は、つぎの通りである。

一、戦国時代の孝公のときに行われた商鞅の変法では、その富国強兵策が秦の体制を発展させる基盤になったといわれている。そのなかで咸陽の遷都と同じ年に施行された県制は、地方行政の郡県制と同じ制度ではないが、31県(41県)を軍事編成として統括するという点で、内史一県制につながる統治システムを形成したといえることができる。この点では、これまでの説に変更はない。戦国秦は、かつての本拠地であるⅠ地域とⅡ地域に、この県制を適用してゆくことが想定される。

二、孝公と恵文王のあと、武王二年の体制を示すのは、青川県1号秦墓の田律木牘である。青川県は、咸陽から西漢水や漢中の方面をへて成都に行く主要ルートのほか、もう一つの小さな交通ルート上にある。この木牘では、つぎの特徴がある。1に武王が丞相茂と内史?に田律を改めることを命じ、それを青川県の官吏に伝えている。この内史は、御

史大夫のような中央官とされ、畿内の行政を司る内史と同じかは不明である。この点では、武王時代には内史一県制の成立は明確ではないと修正する。しかし丞相と内史が作成した命令が、秦国のI地域の県に伝達されたことは事実である。2に田律は、前半Aで土地や道路の寸法基準を記し、後半Bでは、具体的に道路や橋などの環境整備を記している。その適用範囲は、県レベルの領域にあたりとおもわれる。3に木牘背面の日は、当初は工事をしない実情を示すと考えていたが、土功を忌む日という説に修正した。この木牘は、明確に郡県制の体制を示すものではないが、秦国の県制を基礎とした中央の交通行政がうかがえる資料であるという意義は変わらない。

三、戦国時代では、中央の制度を適用する例として、さらに天水方面への統治を示す放馬灘秦墓の木板地図がある。この年代は、直接的に知ることはできないが、竹簡「志怪故事」にみえる「八年八月己巳」の紀年から、恵文王後元八年(前317)、昭王八年(前299)、秦王政八年(前239)とする説がある。木板地図には、つぎの特徴がある。1に地図の範囲は、2Aの分水嶺の一方を西漢水か、花廟河の地区とする説に分かれている。分水嶺のもう一方は、先の二つの河川に対する地区のほかに、渭水の北側とする説がある。この点に関しては、さらに検討を続けたいとおもう。2に地図に関連する交通路では、西漢水に沿った交通ルートが主要路線であり、花廟河の地区は不便ではあるが、もう一つの小さな交通ルートとなっている。したがって戦国秦では、複数の交通路線を掌握し、可能性がある小さな交通ルートにも関所を設けていることがわかる。3に木板地図には、地名のほかに距離や集落、植生を記しており、交通ルートだけではない情報をふくんでいる。これは直接的に戦国秦の郡県制を示すものではなく、具体的な県名は不明であるが、里耶秦簡を参考にすれば、中央が輿地図の作製によって地方領域の情報を掌握

しているとみなすことができよう。したがって木板地図の範囲は、なお西漢水か花廟河の地区とするかについては保留しているが、主要路線と別ルートがもつ意義は変わらないと考えている。

このように本稿では、中央の咸陽で作られた制度が、本拠地であった I 地域に適用される統治方法を、現地の調査とあわせてみてきた。これを類推とすれば、同じように第二段階では南方の統治にも適用することが想定される。それを示す資料が、南郡の睡虎地秦簡や龍崗秦簡、周家台秦墓の簡牘である³⁷⁾。また第三段階の秦帝国の統治については、里耶秦簡が豊富な情報を提供している³⁸⁾。さらに今回に調査をした漢長安城の遺跡から出土した秦封泥も、中央官制と地方の県名を知ることができる³⁹⁾。

『史記』と戦国秦漢史の研究では、宋代以降の版本をテキストとするだけでなく、『史記』が作成される以前の編集と史料的性格の分析が大切であることを指摘した⁴⁰⁾。また出土資料の利用では、その積文を準テキストのように補足するのではなく、簡牘・帛書の形態と機能(情報技術)に即した社会の復元を試みている⁴¹⁾。それに加えて、ここでは秦国が

37) 藤田勝久、「戦国秦の南郡統治と地方社会」(藤田勝久、前掲『中国古代国家と社会システム』第三章)。

38) 藤田勝久、「里耶秦簡と出土資料学」(東方学会編『第四回日中学者中国古代史論壇』汲古書院、2012年)、同「里耶秦簡所見秦代郡県の文書伝遞」(『簡帛』第八輯、2013年)、同「里耶秦簡にみえる秦代郡県の文書伝達」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編34、2013年)など。

39) 呉鋼主編、周曉陸・路東之編著『秦封泥集』(三秦出版社、2000年)、劉慶柱・李毓芳「西安相家巷遺址封泥考略」、中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊「西安相家巷遺址秦封泥的發掘」(以上『考古學報』2001年4期)、下田誠「封泥よりみた秦代の中央官制—その資料学的研究」(佐藤正光・木村守編『松岡栄志教授還暦記念論集・中国学芸聚華』白帝社、2012年)、同『戦国文字と記録媒体に関する基礎的研究』附論2(科学研究成果報告書2012年)など。

40) 藤田勝久、前掲『史記秦漢史の研究』。

41) 藤田勝久、前掲『中国古代国家と社会システム』。

発展する段階を三つに区分し、それぞれの時期に関係する現地調査と出土資料の情報を総合する方法が、秦国の国家形成と特質を解明する基礎になることを示した。そして秦代の里耶秦簡にみえる情報伝達（本文、文書伝達、情報処理）の原理は、漢代西北の漢簡にうかがうことができ、同じように出土資料とフィールド調査の方法によって、秦漢地域社会の動態的な研究を進めることができると考えている⁴²⁾。

42) 藤田勝久、「中国古代の文書伝達と情報処理」(共編著『東アジア出土資料と情報伝達』汲古書院、2011年)、同「中国古代の文字資料と情報技術」(『資料学の方法を探る』13、2014年)などで、里耶秦簡と漢簡の共通する原理を説明している。

참고문헌

【자 료】

- 司馬遷、『史記』。
王国維、『觀堂集林』卷12「秦都邑考」。
湖南省文物考古研究所編(2012)、『里耶秦簡 [壹]』、文物出版社。
陳偉主編、何有祖·魯家亮·凡国棟撰著(2012)、『里耶秦簡牘校釈 (第一卷)』、
武漢大學出版社。
清華大學出土文獻研究與保護中心編、李學勤主編(2011)、『清華大學藏戰國竹
簡 (貳)』、中西書局。
彭浩·陳偉·工藤元男主編(2007)、『二年律令與奏讞書』、上海古籍出版社。

【논 저】

- 王學理(1985)、『秦都咸陽』、陝西人民出版社。
甘肅省文物考古研究所編(2009)、『天水放馬灘秦簡』、中華書局。
胡平生·李天虹(2004)、『長江流域出土簡牘與研究』、湖北教育出版社。
吳鋼主編、周曉陸·路東之編著(2000)、『秦封泥集』、三秦出版社。
國家文物局編(2009)、『中國考古60年1949~2009』甘肅省、文物出版社。
徐衛民(2000)、『秦都城研究』、陝西人民教育出版社。
蘇建洲·吳雯雯·賴怡璇(2013)、『清華二《繫年》集解』、万卷樓圖書股份有
限公司。
宋鎮豪主編(2013)、『嬴秦始源：首屆中國(萊蕪)嬴歷史文化學術研討會論文
集』、中國社會科學出版社。
曹婉如·鄭錫煌·黃盛璋·鈕仲勳·任金城·鞠德源編(1990)、『中國古代地圖
集(戰國一元)』、文物出版社。
禮泉秦西垂文化研究會·禮泉博物館(2005)、『秦西垂文化論集』、文物出版社。
禮泉博物館·禮泉秦西垂文化研究會(2004)、『秦西垂陵區』、文物出版社。
譚宗義(1967)、『漢代國內陸路交通考』、新亞研究所。
雍際春(2002)、『天水放馬灘木板地圖研究』、甘肅人民出版社。
甘肅省文物考古研究所·禮泉博物館(2002)、『禮泉圓頂山春秋秦墓』、『文物』

2002年2期。

甘肅省文物考古研究所・天水市北道区文化館(1989)、「甘肅天水放馬灘戰國秦漢墓群的發掘」、『文物』1989年2期。

甘肅省文物工作隊・北京大學考古學系(1987)、「甘肅甘谷毛家坪遺址發掘報告」、『考古學報』1987年7期。

戴春陽(2000)、「礼県大堡子山秦公墓及相關問題」、『文物』2000年5期。

劉慶柱・李毓芳(2001)、「西安相家巷遺址封泥考略」、『考古學報』2001年4期。

李昭和(1982)、「青川出土木牘文字簡考」、『文物』1982年1期。

李學勤(1990)、「放馬灘簡中的志怪故事」、『文物』1990年4期。

四川省博物館・青川縣文化館(1982)、「青川縣出土秦更修田律木牘—四川青川縣戰國墓發掘簡報」、『文物』1982年1期。

陝西省社會科學院考古研究所鳳翔隊(1963)、「秦都雍城遺址勘查」、『考古』1963年8期。

陝西省雍城考古隊(1985)、「秦都雍城鑽探試掘簡報」、『考古與文物』1985年2期。

晏昌貴(2015)、「甘肅天水放馬灘木板地圖新探」、『日本秦漢史研究』15。

吳良寶(2012)、「十四年上郡守區氏戈考」、宛鵬飛、『飛諾藏金 春秋戰國篇』、中州古籍出版社。

于豪亮(1982)、「積青川秦墓木牘」、『文物』1982年1期。

張修桂(1992)、「當前考古所見最早的地圖—天水《放馬灘地圖》研究」、『歷史地理』10。

_____ (1991)、「天水《放馬灘地圖》的繪制年代」、『復旦學報』社會科學版、1991年1期。

曹婉如(1992)、「有關天水放馬灘秦墓出土地圖的幾個問題」、『文物』1989年12期。

中國社會科學院考古研究所漢長安城工作隊(2001)、「西安相家巷遺址秦封泥的發掘」、『考古學報』2001年4期。

何雙全(1989)、「天水放馬灘秦簡綜述」、『文物』1989年2期。

_____ (1989)、「天水放馬灘秦墓出土地圖初探」、『文物』1989年2期。

韓偉(1983)、「鳳翔秦公陵园鑽探與試掘簡報」、『文物』1983年7期。

間瀬収芳(1984)、「秦帝國形成過程の一考察—四川省青川戰國墓の検討による」、『史林』67-1。

工藤元男(2006)、「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」、二一世紀COEアジア地域文

- 化エンハンシング研究センター編、『地域文化学の構築』、雄山閣。
- 工藤元男・水間大輔・森和(2006)、『早稲田大学長江流域文化研究所二〇〇五年度夏期海外調査報告—蜀地における秦人墓の調査を中心に』、『長江流域文化研究所年報』四。
- 久村因(1956)、『楚・秦の漢中郡について』、『史学雑誌』65-9。
- _____(1955)、『秦漢時代の入蜀路について』、『東洋学報』38-2・3。
- 大庭脩(1950)、『秦の蜀地経営』、『龍谷史壇』33。
- 渡辺信一郎(1986)、『阡陌制論』、『中国古代社会論』、青木書店。
- 渡部武(1975)、『秦漢時代の巴蜀開発』、『東西文化交流史』、雄山閣。
- 藤田勝久(2014)、『中国古代の文字資料と情報技術』、『資料学の方法を探る』13。
- _____(2013)、『里耶秦簡所見秦代郡県的文書伝遞』、『簡帛』第八輯。
- _____(2013)、『里耶秦簡にみえる秦代郡県の文書伝達』、『愛媛大学法文学部論集』人文学科編34。
- _____(2013)、『秦漢簡牘と里耶周辺の調査ノート』、『資料学の方法を探る』12。
- _____(2012)、『里耶秦簡と出土資料学』、東方学会編、『第四回日中学者中国古代史論壇』、汲古書院。
- _____(2011)、『中国古代の文書伝達と情報処理』、共編著、『東アジア出土資料と情報伝達』、汲古書院。
- _____(2009)、『中国古代の秦と巴蜀、楚』、『中国古代国家と社会システム』、汲古書院。
- _____(1998)、『戦国時秦の領域形成和交通路線』、『秦文化論叢』第六輯、西北大学出版社。
- _____(1998)、『始皇帝和秦王朝の興亡』、『秦文化論叢』第六輯、西北大学出版社。
- _____(1996)、『始皇帝と秦王朝の興亡—『史記』秦始皇本紀の歴史観』、『愛媛大学人文学会創立二十周年記念論集』。
- 米田賢次郎(1989)、『二四〇歩一畝制の成立について—商鞅変法の一側面』、『中国古代農業技術史研究』、同朋舎出版。
- 山田勝芳(1987)、『秦漢時代の内と少内』、『集刊東洋学』57。
- 守屋美都雄(1968)、『『開阡陌』の一解釈』、『中国古代の家族と国家』、東洋史研究会。
- 佐藤武敏(1971)、『商鞅の県制に関する覚書』、『中国史研究』6。

- 佐藤長(2000)、「秦王朝の系統について」、『中国古代史論考』、朋友書店。
- 重近啓樹(1999)、「秦の内史をめぐる諸問題」、『秦漢税役体系の研究』、汲古書院。
- 池田雄一(2002)、「商鞅の県制」、『中国古代の聚落と地方行政』、汲古書院。
- 浅野裕一(2012)、「史書としての清華簡『繫年』の性格」、浅野裕一・小沢賢二
著、『出土文献から見た古史と儒家經典』、汲古書院。
- 村松弘一(2004)、「黄土高原西部の環境と秦文化の形成」、『学習院史学』42。
- 下田誠(2012)、「封泥よりみた秦代の中央官制—その資料学的研究」、佐藤正光
・木村守編、『松岡栄志教授還暦記念論集・中国学芸聚華』、白帝社。
- 鶴間和幸(2013)、「秦帝国の形成と地域」、『秦帝国の形成と地域』、汲古書院。
- 好並隆司(1978)、「皇帝権の成立—秦の特殊性」、『秦漢帝国史研究』、未来社。
- 工藤元男(2011)、『占いと中国古代の社会』、東方書店。
- 古賀登(1980)、『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』、雄山閣。
- 廣瀬薫雄(2010)、『秦漢律令研究』、汲古書院
- 藤田勝久(2015)、『史記秦漢史の研究』、汲古書院。
- _____ (2008)、『《史記》 戦国史料研究』、上海古籍出版社。
- _____ (2005)、『中国古代国家と郡県社会』、汲古書院。
- _____ (1997)、『史記戦国史料の研究』、東京大学出版会。
- 山田勝芳(1993)、『秦漢財政収入の研究』、汲古書院。
- 西嶋定生(1961)、『中国古代帝国の形成と構造』、東京大学出版会。
- 太田幸男(2007)、『中国古代国家形成史論』、汲古書院。
- 下田誠(2012)、『戦国文字と記録媒体に関する基礎的研究』 附論2、科学研究
成果報告書。

【付記】

本稿は、2014年11月20日の報告会「『史記』秦史記録再検討」(韓国ソウル大学
校東洋史学科) の原稿をもとに修正したものである。

원고 접수일 : 2015년 6월 31일

심사 완료일 : 2015년 7월 23일

게재 확정일 : 2015년 7월 29일

국문 초록

戰國秦의 國家形成과 郡縣制

藤田勝久*

본고에서는 초기 진문화(秦文化)의 현지조사를 바탕으로, 특히 전국진(戰國秦)의 국가형성과 군현제(郡縣制)의 전개에 대하여 고찰하였다. 전국진에서의 상양변법(商鞅變法) 실시는 진의 군현제 발전의 밑거름이 되었는데, 그 전개를 보여주는 자료가 (1) 사천성 청수현 진묘(四川省 青川縣 秦墓)에서 출토된 목牍(木牘)과 (2) 감숙성 천수방마탄 진묘(甘肅省 天水放馬灘 秦墓) 출토 목판지도이다. (1) 청수현 진묘(青川縣 秦墓)의 목牍은 무왕(武王)시대에 내사(內史)-현제(縣制)가 성립했는지는 명확하게 알 수 없지만, 중앙에서 작성한 명령을 서방의 현(縣)에 전달하여 규정을 실시하였던 것을 보여준다. 이것은 군현제의 전개와 관련이 있다. (2) 천수방마탄 진묘(天水放馬灘 秦墓)의 목판지도는 전국말에서 진왕정(秦王政) 8년(기원전 239년)이라는 설이 있고 지도의 범위는 서한수(西漢水) 유역 혹은 화묘하(花廟河) 유역이라는 설로 나뉘고 있다. 이것은 당시 주요 교통노선이었던 서한수 유역과 교통지선으로서 화묘하 유역을 반영하고 있다. 전국말에서는 이러한 교통노선과 관소(關所), 식생(植生)을 지도로 만들어, 영역 내를 통치하고 있었던 것을 알 수 있다. 이와 같은 전국말의 통치방식이 동방의 점령지에서도 적용되었을 것이

* 에히메(愛媛)대학 명예교수

고, 그것을 보여주는 자료가 호남성 용산현 이야진(湖南省 龍山縣 里耶鎮)에서 출토된 이야진간(里耶秦簡)이다. 전국말에서 진제국(秦帝國)까지의 역사는 『사기(史記)』 『진본기(秦本紀)』, 『진시황본기(秦始皇本紀)』 외에 이러한 출토자료와 현지조사에 의해서 더욱 깊이 알 수 있다.

